

豊岡市障害者計画に関する意見質問等

当日配布資料 2

ページ	質問・意見等	修正案等
1	発達障害者支援法の部分について、主語と述語の関係が曖昧であるため、分かりやすくした方が良いと思います。	下記の表現に修正しようと考えています。 <u>「発達障害者支援法は、施行から約10年が経過し、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正が行われ、切れ目のない支援の実施等が規定されました。」</u>
2	障害福祉計画と、障害者計画の違いについて、分かりやすい表現で説明した方が良いと思います。	4ページの概念図により、障害者計画と障害福祉計画について説明をしていますので、本文中での表記は控えさせていただこうと考えています。
13	グループインタビュー調査の結果を書くときに対象者に加え、調査を実施した人たちも言及すべきではないでしょうか。	調査については市が実施し、市職員も含まれますので、あえて入れる必要はないかと思い、省かせていただきました。
15	障害者自立支援協議会からの意見を、本文にそのまま貼り付けるのは、あまり見たことがありません。	本編には意見の要点を入れさせていただき、全体の意見については資料編に入れさせていただこうと考えております。
33	一般的な法人においては職員対応要領は求められていないため、「豊岡市の各種政策の遂行においては」というような但し書きを入れた方が良いのではないのでしょうか。	職員対応要領の前に「市の事務事業においては、」を入れて、「…相談窓口での相談、 <u>市の事務事業においては、</u> 職員対応要領に基づく対応等、…」に修正します。
50	用語解説で、法律や政府の報告書の文言をそのまま写したような表現になっており、分かりづらいものがあるので、再検討をされた方が良いのではないのでしょうか。	社会的障壁 <u>「障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるもの。例えば、利用しにくい施設や制度、障害のある人の存在を意識していない慣習、障害のある人への偏見など」</u>
52	同上	リハビリテーション 「障害のある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、 <u>障害のある人の</u> ライフステージのすべての段階において、 <u>その人らしく生きる権利の回復に</u> 寄与し、 <u>障害のある人</u> の自立と参加を目指すとの考え方」